

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	合志市 後期高齢者医療システム 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

合志市は、後期高齢者医療業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

合志市長

公表日

令和7年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療に関する法律及び熊本県後期高齢者医療広域連合規約等に基づき、被保険者の資格管理、保険料賦課管理、収納管理、滞納整理、後期高齢者に関する申請・届出の受付、資格確認書等の発行等の事務を行う。特定個人情報については、以下の業務で取り扱う。 ①申請書や届出に関する確認 ②保険料賦課に必要な要件の情報確認
③システムの名称	1 後期高齢者医療システム 2 後期高齢者広域連合電算処理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1.保険料情報ファイル 2.保険料期割情報ファイル 3.特別徴収基本ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表85項 市町村長又は高齢者の医療の確保に関する法律 「高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第百二十五条第一項の高齢者保健事業若しくは同条第五項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	1.番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表115および117項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康ほけん課
②所属長の役職名	健康ほけん課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市長公室企画課 096-248-1813
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市長公室企画課 096-248-1813
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月25日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月25日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書にされた個人情報および本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む)の保管 ・個人情報および本人情報が記載された申請書の適切な廃棄	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。 ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。 ・不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年8月26日	I 関連情報1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務①事	後期高齢者医療	後期高齢者医療保健に関する事務	事後	
平成27年8月26日	I 関連情報1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務②事 務の概要	後期高齢者医療被保険者の資格状況の把握 を行っている。 広域連合より受領した賦課情報を元に期割を 行い、被保険者への納付書および通知書の発 行を行う。	高齢者の医療に関する法律及び熊本県後期 高齢者医療広域連合規約等に基づき、被保険 者の資格管理、保険料賦課管理、収納管理、 滞納整理、後期高齢者に関する申請・届出の 受付、被保険者証及び減額認定証の発行等 の事務を行う。特定個人情報については、以 下の業務で取り扱う。 ①申請書や届出に関する確認 ②保険料賦課に必要な要件の情報確認	事後	
平成27年8月26日	I 関連情報1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務③シ ステムの名称	後期高齢者医療システム	1後期高齢者医療システム 2後期高齢者広域連合電算処理システム	事前	
平成27年8月26日	I 関連情報4.情報提供ネット ワークシステムによる情報連	実施しない	実施する	事後	
平成27年8月26日	I IIしきい値判断項目」 2.取扱者数	平成26年8月5日時点	平成28年2月10日時点	事後	
平成27年8月26日	I 関連情報4.情報提供ネット ワークシステムによる情報連		1.番号法第19条第7項 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)83の項	事後	
平成27年8月26日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署②所属長	高齢者支援課長 安武 祐次	高齢者支援課長 米澤 伸仁	事後	
平成28年2月5日	表紙 公表日	2015/9/1	2016/2/5	事後	
平成28年2月5日	I IIしきい値判断項目」 1.対象人数	平成26年8月5日時点	平成28年2月5日時点	事後	
平成28年2月5日	I IIしきい値判断項目」 2.取扱者数	平成26年8月5日時点	平成28年2月5日時点	事後	
平成29年3月16日	I IIしきい値判断項目」 2.取扱者数	平成28年2月5日時点	平成29年3月16日時点	事後	
平成30年2月5日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署②所属長	高齢者支援課長 米澤 伸仁	高齢者支援課長 出口 美子	事後	
平成30年2月5日	I IIしきい値判断項目」 1.対象人数	平成28年2月5日時点	平成30年2月5日時点	事後	
平成30年2月5日	I IIしきい値判断項目」 2.取扱者数	平成29年3月16日時点	平成30年2月5日時点	事後	
平成31年2月20日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署②所属長	高齢者支援課長 出口 美子	保険年金課長	事後	
平成31年2月20日	I IIしきい値判断項目」 1.対象人数	平成30年2月5日時点	平成31年2月20日時点	事後	
平成31年2月20日	I IIしきい値判断項目」 2.取扱者数	平成30年2月5日時点	平成31年2月20日時点	事後	
平成31年2月20日	「IVリスク対策」	なし	新様式への変更	事後	
令和3年8月16日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステ	1.番号法第19条第7項 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)83の項	1.番号法第19条第8項 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)83の項	事後	
令和3年8月16日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂	総務部企画課 096-248-1813	市長公室企画課 096-248-1813	事後	
令和3年8月16日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取	総務部企画課 096-248-1813	市長公室企画課 096-248-1813	事後	
令和4年1月11日	I IIしきい値判断項目」 1.対象人数	平成31年2月20日時点	2022/1/11	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月11日	「Ⅱしきい値判断項目」 2.取扱者数	平成31年2月20日時点	2022/1/11	事後	
令和5年3月10日	「Ⅱしきい値判断項目」 1.対象人数	令和4年1月11日時点	2023/3/10	事後	
令和5年3月10日	「Ⅱしきい値判断項目」 2.取扱者数	令和4年1月11日時点	2023/3/10	事後	
令和7年2月25日	「Ⅰ 関連情報」 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ②事務の概要	被保険者証及び減額認定証	資格確認書等	事後	
令和7年2月25日	「Ⅰ 関連情報」 3.個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 第59項 市町村長又は高齢者の医療の確保に関する 法律 「高齢者の医療の確保に関する法律による後 期高齢者医療給付の支給、又は保険料の徴 収に関する事務であって主務省令で定めるも の」	番号法第9条第1項 別表85項 市町村長又は高齢者の医療の確保に関する 法律 「高齢者の医療の確保に関する法律による後 期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又 は同法第二百五条第一項の高齢者保健事 業若しくは同条第五項の事業の実施に関する 事務であって主務省令で定めるもの」	事後	
令和7年2月25日	「Ⅰ 関連情報」 4.情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	1.番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)83の項 (別表第二における情報照会の根拠)82の項	1.番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表115および117項	事後	
令和7年2月25日	「Ⅰ 関連情報」 5.評価実施機関における担当 部署	①部署 健康福祉部 保険年金課 ②所属長の役職名 保険年金課長	①部署 健康福祉部 健康ほけん課 ②所属長の役職名 健康ほけん課長	事後	
令和7年2月25日	「Ⅱしきい値判断項目」 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和5年3月10日時点	令和7年2月25日	事後	
令和7年2月25日	「Ⅱしきい値判断項目」 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年3月10日時点	令和7年2月25日	事後	
令和7年2月25日	「Ⅳリスク対策」 8.人手を介在させる作業 判断の根拠	-	新様式への変更	事後	
令和7年2月25日	「Ⅳリスク対策」 11.最も優先度が高いと考えら れる対策 最も優先度が高いと考えられ る対策	-	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへ の対策	事後	
令和7年2月25日	「Ⅳリスク対策」 11.最も優先度が高いと考えら れる対策 当該対策は十分か【再掲】	-	特に力を入れている	事後	
令和7年2月25日	「Ⅳリスク対策」 11.最も優先度が高いと考えら れる対策 判断の根拠	-	新様式への変更	事後	